

# 運営推進会議について

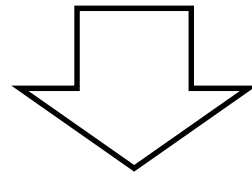
R3/09/17 人吉市地域密着型サービス事業所集団指導資料⑥

## ▶運営推進会議とは

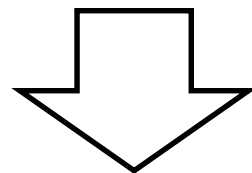
★地域密着型サービス事業者が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきもの。

## ▶ 運営推進会議の現状【問題点】

事業者によって、会議の内容に差がある



最低限の基準 = **会議運営のルール**を整備



人吉市運営推進会議運営指針（案）を整備

# ▶ 会議運営のルール（1）

## ① 会議運営ルールの明文化

ex. 「運営要項」「運営要領」「運営規程」 etc.

## ② 会議の構成員及び人数

- 「利用者及び家族」、「地域住民の代表者」、「知見を有する者」、「行政関係職員（市高齢者支援課職員1名は必須）」
- 概ね5名以上
- 「地域住民の代表者」は現職者
- 恒常的に会議に出席しない者（見込まれる者）は不可

## ▶ 会議運営のルール（2）

### ③委員の任期

- 任期は定めないが、委員全てが全く変わらず数年経過する場合は再検討を行う。

### ④議事

- 効率的に議事を運営し、過不足なく議論を行う

### ⑤開催頻度及び開催計画

- 開催頻度は従前どおり。事業所を除く3名以上の参加必須。
- 年度初めに開催計画（開催年月日、議題等）を作成。出席率向上のための開催日変更は可。

# ▶ 構成員について（1）

## ① 「地域住民の代表者」について

- 町内会等の地域団体の役員等
- 民生委員
- シニアクラブの役員等
- その他運営推進会議で認められる者

## ▶ 構成員について (2)

### ② 「知見を有する者」について

- 高齢者福祉や介護保険制度に関する学識経験者・教育者
- 社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等（有資格者）
- 高齢者福祉事業の従業者又は従事経験者
- 人吉地域を所管する医師会の役員等やその他の医療関係者
- 同種事業の他事業所（他法人）の職員
- 高齢者福祉・介護関係の行政実務経験者（人吉市現職除く）

※直接サービスに関与していない法人代表者等は想定していない。

# ▶ 議題について (1)

## ① 必須の議題

### ➤ 運営方針関連

策定及び変更、運営方針の実現のための具体的方策の検討、運営方針の実施状況の報告及び評価

### ➤ 活動状況の報告・評価関連

サービスの提供内容、自己評価及び外部評価、地域交流の実施状況、事故・ヒヤリハット事例及び改善取組、苦情及び要望への対応、災害発生時の被害状況・職員配置・避難状況等

**※定期的に議題とする（災害関連除く）**



# ▶ 議題について (2)

## ① 必須の議題 (続き)

### ➤ 介護保険外サービスの費用負担関連

介護保険外の費用受領ルール、費用・支払い状況の報告及び評価

## ② その他の議題例

➤ 従業者の資質の向上関連 (研修受講状況、異動等)

➤ 事業所運営に係る報告 (利用者数・入退所、人員配置、収支決算、行政から受けた指導等)

➤ その他 (地域イベントへの参加、市外住民受入等)

## ▶ その他

### ① 記録の公表

- 議事の概要を公表（事業所窓口、会報、HP、地域の回覧）
- ※利用者・家族の個人情報に注意。

### ② 記録の保管

- 最低5年間保存

### ③ 人吉市への報告

- 会議録・資料の写しを10日以内にメールで報告
- ※①～③までを必須事項とする。

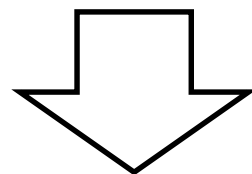
## ▶ 運用開始時期等について

### 運用開始 令和4年4月1日（予定）

- ★ただし、会議録等の公表・市への報告（様式任意）については  
**令和3年10月開催分から適用**する。
- ★「運営要領」等は令和3年中度中に運営推進会議で検討し、**確定**させること。

# ▶書面開催の運用方法について

現在、令和2年3月5日付人健高第1528号通知により書面開催を認めているが、事業所により運用にばらつきがある。



令和3年10月開催分以降 ⇒

次の要件を満たした場合に限り、書面開催と認める。

- ①委員宛て書面で意見等を徴取（提出期限を明示）
- ②意見聴取後、事業所でき取りまとめて、提出期限経過後、10日以内に委員及び市高齢者支援課（メール可）へ報告。併せて事業所窓口等で公表。